

改正

平成10年 3 月 27 日規則第 6 号

平成11年 2 月 26 日規則第 4 号

平成12年 5 月 2 日規則第36号

平成13年 8 月 8 日規則第29号

平成14年 6 月 7 日規則第32号

平成16年11月 1 日規則第40号

平成16年12月28日規則第48号

平成18年 8 月 31 日規則第57号

平成19年 1 月 19 日規則第 2 号

平成22年 3 月 31 日規則第 8 号

平成22年10月29日規則第47号

平成23年 5 月 11 日規則第45号

平成23年12月22日規則第70号

平成24年 6 月 8 日規則第36号

平成25年 6 月 26 日規則第63号

平成25年 6 月 28 日規則第64号

平成26年10月 1 日規則第54号

平成28年 3 月 31 日規則第12号

平成30年 3 月 23 日規則第18号

平成31年 3 月 4 日規則第 5 号

令和 6 年11月19日規則第79号

令和 7 年 1 月 24 日規則第 3 号

八尾市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八尾市情報公開条例（平成 7 年八尾市条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し、市長が管理する公文書の公開等について、必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録の閲覧)

第2条 条例第2条第3号に規定する電磁的記録について規則で定める方法は、印字装置により出力したものを閲覧に供することとする。

(公文書公開請求書)

第3条 条例第8条に規定する請求書は、公文書公開請求書(様式第1号)とする。

(公開の請求に対する決定の通知)

第4条 条例第9条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- (1) 公文書の公開をする旨の決定をしたとき。公文書公開決定通知書(様式第2号)
- (2) 条例第7条第1項(同条第2項において適用する場合を含む。)の規定による公文書の公開をする旨の決定をしたとき。公文書部分公開決定通知書(様式第3号)
- (3) 公文書の公開をしない旨の決定をしたとき。公文書非公開決定通知書(様式第4号)
- (4) 公開請求に係る公文書を保存していないことによる、公開することができない旨の決定をしたとき。公文書不存在決定通知書(様式第4号の2)

2 条例第9条第4項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第5号)により行う。

3 条例第9条第5項の規定による通知は、決定期間特例延長通知書(様式第5号の2)により行う。

4 条例第20条第3項において準用する条例第9条第2項の規定による通知は、公文書公開請求拒否通知書(様式第6号)により行う。

(公文書の公開の方法等)

第5条 条例第10条第1項の規定による公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に取り扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 市長は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

4 公文書の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

(費用の負担等)

第6条 条例第12条に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表1のとおりとする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付の際に納付しなければならない。

(実施状況の公表)

第7条 条例第17条の規定による実施状況の公表は、請求件数、公開、部分公開及び非公開の件数、審査請求の件数その他必要な事項を広報紙に掲載することにより行う。

第8条 条例第18条第1項に規定する市が出資する法人等で規則で定めるものは、別表2に掲げるものとする。

2 条例第18条第2項に規定する市が補助金など財政的な援助を行う団体等で規則で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、監査委員が監査対象とする団体等とする。

3 条例第18条第3項に規定する文書の範囲は、前項に規定するものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日規則第6号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月26日規則第4号）

この規則は、平成11年3月1日から施行する。

附 則（平成12年5月2日規則第36号）

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年8月8日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年6月7日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年11月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月28日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月31日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 1 月19日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日規則第 8 号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月29日規則第47号）

この規則は、平成22年11月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 5 月11日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月22日規則第70号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 6 月 8 日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 6 月26日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 6 月28日規則第64号）

この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年10月 1 日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第12号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月23日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 4 日規則第 5 号）

この規則は、平成31年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年11月19日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月24日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

区分	単位	金額
乾式複写機による写し	1 枚	白黒 10円
（日本産業規格 A 列 3 番以内の大きさのものに限る。）		カラー 60円
上記以外の写し	1 件	市長が別に定める方法による写しの作成に要する費用の額
写しの送付に要する費用の額		郵送料相当額

別表 2（第 8 条関係）

(1) 公益財団法人八尾市文化振興事業団
(2) 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター
(3) 公益財団法人八尾市国際交流センター
(4) 八尾シティネット株式会社
(5) 公益財団法人八尾体育振興会
(6) 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会
(7) 八尾モール株式会社

公 文 書 公 開 請 求 書

年 月 日

（あて先）（実施機関名）

請求者 住 所

（所在地）

氏 名

（名称及び代表者名）

電 話

八尾市情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

請求に係る公文書の名称又は内容	（公文書が特定できるよう、できるだけ具体的に記入してください。）
公 開 の 方 法	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 3 写しの送付
請 求 の 目 的	
備 考	

（注）1 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

2 請求者が法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

3 請求の目的欄は、請求に係る公文書の特定のために必要ですので、記入にご協力をお願いいたします。

4 各欄に記入しきれない場合は、別紙を添付してください。

公文書公開決定通知書

八 第 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公開することと決定したので、八尾市情報公開条例第9条第2項の規定により通知します。

公文書の名称又は内容	
公文書の公開の日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
公文書の公開の場所	
担 当 課	部 課 電話 ー

- （注） 1 指定された公開の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第3号（第4条関係）

公文書部分公開決定通知書

八 第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、八尾市情報公開条例第9条第2項の規定により通知します。

公文書の名称又は内容	
公文書の公開の日時	午前・午後 年 月 日（ ） 時 分
公文書の公開の場所	
公開しないことと決定した部分	
公開しない理由	八尾市情報公開条例第6条第 号に該当
※公開しないことと決定した部分の公開可能期日	年 月 日以降
担 当 課	部 課 電話 ー

（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において八尾市を代表する者は、八尾市長となります。）、処分の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

公文書非公開決定通知書

八 第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公開しないことと決定したので、八尾市情報公開条例第9条第2項の規定により通知します。

公文書の名称又は内容	
公開しない理由	八尾市情報公開条例第6条第 号に該当
※ 公開可能期日	年 月 日以降
担 当 課	部 課 電話 ー

（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において八尾市を代表する者は、八尾市長となります。）、処分の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号の2（第4条関係）

公文書不存在決定通知書

八 第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、対象となる公文書を保有していませんので、八尾市情報公開条例第9条第2項の規定により通知します。

請求に係る公文書の名称又は内容	
不 存 在 の 理 由	
担 当 課	部 課 電 話 ー

（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において八尾市を代表する者は、八尾市長となります。）、処分の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

決 定 期 間 延 長 通 知 書

八 第 号

年 月 日

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、八尾市情報公開条例第9条第4項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

公文書の名称又は内容	
当初の公開等の決定の期限	年 月 日
新 た な 期 限 〔延長後の公開等の決定の〕 〔期限〕	年 月 日
延 長 の 理 由 〔八尾市情報公開条例第9〕 〔条第4項を適用する理由〕	
担 当 課	部 課 電話 ー

決定期間特例延長通知書

八 第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、八尾市情報公開条例第9条第5項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

公文書の名称又は内容		
当初の公開等の決定の期限	年 月 日	
公開請求に係る公文書のうち の相当部分につき公開等の決定 をする期限及びその部分	期限	年 月 日
	部分	
新たな期限 〔残りの公文書について公 開等の決定をする期限〕	年 月 日	
延長の理由 〔八尾市情報公開条例第9 条第5項を適用する理由〕		
担 当 課	部	課 電話 ー

公文書公開請求拒否通知書

八 第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、八尾市情報公開条例第20条第2項の規定により、次のとおり請求を拒否することと決定したので同条例第20条第3項において準用する同条例第9条第2項の規定により通知します。

公文書の名称又は内容	
請求拒否の理由	
担 当 課	部 課 電話 ー
備 考	

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において八尾市を代表する者は、八尾市長となります。）、処分の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。